

2025年2月3日

お客様各位

日本ERI株式会社

## 2025年法改正施行前後の確認申請の取り扱いについて

平素より、弊社へ各種申請をいただき、誠にありがとうございます。

法改正において主に対象となる2階建ての木造住宅物件について、3月中に交付希望する場合のスケジュール等をご案内させていただきます。

なお、2025年法改正の施行日前後の審査や交付手続きについては大変混雑することが予測されますので、早めの計画・申請をご検討ください。

### ① 3月中に交付する建築物の申請について

**申請の目安：2025年3月10日までに引受が可能な物件（消防同意が必要な場合は3月3日）**

- ・消防同意や特定行政庁の敷地道路照会等が必要な場合は、各庁での同意や照会回答が集中することが想定されるため、期日中に交付することが困難となる場合がございます。
- ・確認申請の引受前に必要となる手続き（許認可や条例による審査）が、申請目安までに終了しない場合は交付することが困難となるため、各種手続きについては早めにご対応をお願いします。
- ・引受状況や引受時期、審査内容によっては、ご希望日の交付が難しい場合がございます。

### ② 3月中に確認済証を取得し、4月1日以降に着工する物件について

**着工が施行日（4月1日）以降となると省エネ・構造等の追加審査及び料金が必要になります。**

- ・追加審査により図書（施工計画）に変更が生じる場合があるため、各工程の前までに追加図書の提出をお願いします。（例えば、構造図書は着工前に、省エネ図書及び、施行日前に特例審査で除外された意匠・設備図書等は、当該工程前を目安にしてください。）

### ③ 新法対応建築物の事前申請の受付開始について

**施行日前にお預かりすることは出来ませんが、引受は4月1日以降とさせていただきます。**

- ・3月中の交付を希望されている物件審査を優先することから、申請図書をお預かりしてもお待たせする場合がございます。

引き続き、更なるお客様へのサービス価値向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

※各業務の申請に関するお問い合わせは、最寄りの支店までご連絡をお願いします

<https://www.j-eri.co.jp/siten/index.html>